

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る実績報告に関するQ&A

(令和4年12月26日 作成)

番号	質問	回答
1	前年度の賃金総額について、今年度より職員の総労働時間が減少したため、その影響にて、単純な比較ができない。そのような場合は、前年度の賃金総額を今年度の労働時間ベースで再積算して記入することは可能か？	可能です。 なお、今後の説明が求められた際に、説明できるように記録等を手元に残してください。
2	交付金が余っているがどうしたらよいか。	早急に一時金等にて職員へ支払ってください。 なお、交付金における賃金改善のうち3分の2はベースアップ等（基本給の総額や、毎月の手当）に充てるのが要件となっておりますので、注意してください。
3	一時金等はいつまでに払う必要があるか？	実績報告の提出の際までに実績として支払う必要があります。
4	2月から9月のサービス提供分として報酬請求を行って、交付金もすでに受け取り済であるが、その後において、減額調整が発生しており、交付金が本来より多くもっている事態となった場合はどのように対応したらよいか。	実績報告書の交付金額には、減額調整分の交付金額を差し引いた額を記入していただき提出をお願いします。 なお、提出時に当該経緯を別紙（任意様式）にまとめて添付していただけるとありがたいです。
5	本交付金におけるベースアップ等による賃金改善とは、どのようなものを指すか？	（一時金や賞与等ではない）基本給の増額や毎月の手当による賃金改善を指します。
6	対象の令和4年2月～9月分のサービス提供に係る報酬請求において、過誤調整があった場合、どうなるか？	国の実施要綱に基づき、2か月の請求遅れまでは対応できますが、3か月目以降については対応不可です。 例) 9月サービス提供分の過誤調整 1 2月請求⇒1月交付 1 1月請求⇒対応不可

(注意) 本Q&Aは、あくまでの愛知県での取扱いとなります。他自治体の取扱いについては、当該自治体へご確認をお願いします。